

## ○大船渡市水道事業運営審議会規則

昭和61年 6 月 24 日規則第14号

## 改正

平成24年 9 月 28 日規則第44号

## 大船渡市水道事業運営審議会規則

(設置)

**第 1 条** 大船渡市水道事業の円滑な運営を図るため、大船渡市水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第 2 条** 審議会は、水道事業の運営に関する次の事項について、市長の求めに応じ、調査協議し、又は意見を述べることができる。

- (1) 水道事業の基本計画に関すること。
- (2) 水道事業の給付に係る料金、負担金等に関すること。
- (3) 水道水源の保護に関すること。
- (4) 条例の制定又は改廃の原案審議に関すること。
- (5) その他市長が重要と認める事項

(組織)

**第 3 条** 審議会は、委員10人以内をもつて組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める数の者を市長が委嘱する。

- (1) 水道使用者 7人以内
- (2) 学識経験者 3人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

**第 4 条** 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第 6 条** 審議会の庶務は、水道事業所において処理する。

(報酬及び費用弁償)

**第 7 条** 委員の報酬及び費用弁償については、大船渡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年大船渡市条例第24号）の例による。

(補則)

**第 8 条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規則は、昭和61年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に廃止前の大船渡市水道事業運営審議会規程（昭和49年大船渡市水道事業所管理規程第1号）第3条により委嘱された委員である者は、この規則の規定に基づいて委嘱された委員とみなす。この場合において、委員の任期は、昭和62年3月31日までとする。

**附 則**（平成24年9月28日規則第44号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。